

不利益処分に関する処分基準 個票

保健福祉部 障がい福祉課

不利益処分の内容	補装具費の不正利得の徴収等	
根拠法令等及び条項	栃木市補装具費の代理受領に係る補装具業者の登録等に関する要綱第13条	
処分基準	根拠条項	栃木市補装具費の代理受領に係る補装具業者の登録等に関する要綱第13条
	参考事項	補装具費事務取扱指針
	設定等年月日	平成22年 3月29日設定 平成 年 月 日最終変更
	<p>【 基 準 】</p> <p>不正利得の徴収等</p> <p>1 補装具費支給対象障がい者等又は登録事業者が、偽りその他の不正の手段によって補装具費の支給を受けたとき又は関係法令等の規定に違反したときは、当該支給額の全部又は一部の返還を求めることができる。</p>	